

出雲市農業委員会（第1期）第6回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1. 日時 平成30（2018）年1月25日 午後2時00分 ～午後4時00分

2. 場所 出雲市役所本庁 3階 庁議室

3. 出席委員（22名）

秦 久光	大梶 泰男	竹内 辰雄	岡 正	恩村 光則	落合 光啓
原 孝治	津戸 吉博	神田 伯	佐藤 始	小川 義和	久野 晴見
塩野 一男	持田 守夫	河原 基	佐藤さゆみ	若槻 博美	勝田 茂
高橋 忠男	板垣 房雄	勝部 隆司	江角 隆雄		

4. 欠席委員（2名）

小村 伸治 遊木 龍治

5. 提出議題

〔1〕報 告

報第12号 会長専決処分の報告

報第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

〔2〕議 案

議第35号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第36号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について

議第37号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第38号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第39号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第40号 非農地証明について

議第41号 平成29年度農業者年金加入推進計画の決定について

〔3〕協 議

農地法第3条第2項第5号による別段面積（1アール）の取扱いについて

会長あいさつ

6. 議事

秦会長が、総会の開会を宣する。欠席委員を報告し、出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。署名委員に議席番号12番 久野晴見委員と13番 塩野一男委員を指名する。

議 長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。

報告事項、報第12号会長専決処分の報告、報第13号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第14号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、一括して報告します。

初めに報第12号「会長専決処分の報告」をいたします。

先ず、第5回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第5条2件については、1月10日開催の島根県農業会議第22回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。常設審議委員会当日の1月10日付けで許可決定しております。

次に、旧出雲市農業委員会第33回農地部会で承認いたしました農地等買受適格証明を受けた者が、最高申込者となり転用に係る諸準備が整ったため、農地法第5条の申請書が提出され、農地等買受適格証明書交付時と特段の事情変更はないものと認めましたので、農地法第5条1件を1月12日付けで許可決定しております。

以上、報告といたします。

議 長 続いて、報第13号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

立花主任 それでは、報第13号について、説明します。報告資料の1ページから3ページをご覧ください。

農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。また、合意解約した日の翌日から30日以内に農業委員会に通知しなければならないこととなっています。

今月は受付番号44番から58番の15件の通知がありました。解約事由は借人の都合によるものが8件、貸人の都合によるものが3件、耕作者の変更によるものが4件です。

農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。

以上報告といたします。

議 長 報第14号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

林主事 それでは、報第14号について、説明します。報告資料の4ページから12ページをご覧ください。

農地法第3条の3では、相続や、時効取得など、農地法の許可を要しない権利取得については、権利を取得した者は、農業委員会にその旨の届出をしなければならないこととなっています。

この届出につきまして、先月の受付は、受付番号第39番から第58番までの20件でした。取得事由は、19件が相続によるもの、8ページの受付番号51番が遺贈によるものです。

この受付番号51番については、故人の名義の土地すべてを届出人へ移転する「包括遺贈」という形になるため、届出人は「包括受遺者」とみなされ相続人と同一の権利義務を持つこととなります。よって、今回の遺贈の場合は農地法第3条に基づく許可は不要です。

なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされています関係上、1月11日付けで通知を出しています。

以上報告といたします。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

勝部委員 出雲市外に在住の方が相続された場合について、報告資料では「あっせん希望無し」とありますが今後の管理はどうされるかは事務局で把握していらっしゃいますか。

林主事 はい。今回市外在住の方から届出のあったうち、54番の案件については買い取り希望の方がいらっしゃり今後農地法第3条申請を出される予定です。52番の案件は農協さんを通じて届出が出されており、今後利用権が設定されるのではないかと考えられます。

勝部委員 後者の案件はあくまで予想ということでしょうか。市外県外の方が相続された農地は遊休化する可能性もあります。あっせん希望がないと回答された場合でも今後の意向については聞いておくべきと考えます。

林主事 わかりました。

議 長 他にご質問ご意見はございませんか。

議長 それではこれより議案の審議を行います。

議第35号農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

立花主任 議第35号農業経営基盤強化促進法に係る事業計画の決定について説明します。

農業委員会は、総会で市が作成する「農用地利用集積計画」を決定することとなっています。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否について判断を依頼されたものです。

それでは、1月31日公告予定の集積計画の概要を説明いたします。

お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページ上の表 左側、合計①の欄をご覧ください。

設定合計は、	669筆、	1,409,353.57㎡
新規の設定が	110筆、	181,390.00㎡
再設定が	559筆、	1,227,963.57㎡

です。

このうち、相対分(2ページ上の表右側)は58筆、92,665㎡、円滑化事業分(3ページ上の表左側)は30筆54,349㎡、中間管理事業分(3ページ上の表右側)は581筆1,262,339.57㎡です。

続いて、使用貸借権の設定です。2ページ下の表の左側、合計②の欄をご覧ください。

設定合計は、	361筆、	462,135.80㎡
新規の設定が	94筆、	113,879.00㎡
再設定が	267筆、	348,256.80㎡

です。

このうち、相対分(2ページ下の表右側)は23筆30,319㎡、円滑化事業分(3ページ下の表左側)は106筆125,791㎡、中間管理事業分(3ページ下の表右側)232筆306,025.80㎡です。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ一番下左側の計①+②の欄をご覧ください。

1,030筆、1,871,489.37㎡です。

その他 詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

また、今月は、しまね農業振興公社を活用した農地売買等支援事業の案件

があります。80・81ページをご覧ください。この4件については、出雲市斐川町農業委員会の7・8・9月の総会で決定され、所有者から公益財団法人しまね農業振興公社に所有権移転されたものを今回買受者に所有権移転するものです。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに権利者・利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、12月25日の総会で決定しました農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。

説明は、以上です。

議 長 それでは、議題となっております議第35号のうち、6ページの1150-132番、12ページから15ページの1350-131番、1350-134番、1350-136番、1350-137番、1350-138番、20ページから23ページの1350-155番、1350-159番、1350-160番、1350-162番、31ページの1450-219番の12案件が農業委員関与案件です。

9番神田伯委員、10番佐藤始委員、17番河原基委員、20番勝田茂委員及び22番板垣房雄委員の5名が関与委員です。

先ず、12ページの受付番号1150-132番を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、22番板垣房雄委員が除斥となります。

議 長 本先議案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第35号のうち受付番号1150-132番の案件について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって受付番号1150-132番の案件を承認いたします。

ここで板垣委員の除斥を解除いたします。

議 長 続いて、12ページから13ページの受付番号1350-131番及び1350-134番を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、17番河原基委員が除斥となります。

議 長 本先議案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。
そういたしますと、議第35号のうち受付番号1350-131番及び1350-134の案件について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって受付番号1350-131番及び1350-134の案件を承認いたします。
ここで河原委員の除斥を解除いたします。

議 長 続いて、14ページから15ページの受付番号1350-136番、1350-137番及び1350-138番を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、20番勝田茂委員が除斥となります。

議 長 本先議案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。
そういたしますと、議第35号のうち受付番号1350-136番、1350-137番及び1350-138番の案件について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって受付番号1350-136番、1350-137番及び1350-138番の案件を承認いたします。
ここで勝田委員の除斥を解除いたします。

議 長 続いて、20ページから23ページの受付番号1350-155番、1350-159番、1350-160番及び1350-162番を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、9番神田伯委員が除斥となります。

議 長 本先議案件についてご質問、ご意見はございませんか。

- 議 長 質問、意見は無いものと認めます。
そういたしますと、議第35号のうち受付番号1350-155番、1350-159番1350-160番及び1350-162番の案件について、承認される方の挙手を求めます。
- 議 長 挙手全員と認めます。よって受付番号1350-155番、1350-159番、1350-160番及び1350-162番の案件を承認いたします。
ここで神田委員の除斥を解除いたします。
- 議 長 続いて、31ページの受付番号1450-219番を先議案件といたします。
農業委員会等に関する法律第31条の規定により、10番佐藤始委員が除斥となります。
- 議 長 本先議案件についてご質問、ご意見はございませんか。
- 議 長 質問、意見は無いものと認めます。
そういたしますと、議第35号のうち受付番号1450-219番の案件について、承認される方の挙手を求めます。
- 議 長 挙手全員と認めます。よって受付番号1450-219番の案件を承認いたします。
ここで佐藤委員の除斥を解除いたします。
- 議 長 続きまして、議第35号農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について、のうち先議案件の受付番号1150-132番、1350-131番、1350-134番、1350-136番、1350-137番、1350-138番、1350-155番、1350-159番、1350-160番、1350-162番及び1450-219番を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。
- 議 長 質問、意見は無いものと認めます。
そういたしますと、議第35号農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について、のうち先議案件の受付番号1150-132番、1350-131番、1350-134番、1350-136番、1350-137番、1350-138番、1350-155番、1350-159番、135

0-160番、1350-162番及び1450-219番を除くすべての案件について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第35号農業経営基盤強化促進法に係る農地利用集積計画の決定について、のうち先議案件の受付番号1150-132番、1350-131番、1350-134番、1350-136番、1350-137番、1350-138番、1350-155番、1350-159番、1350-160番、1350-162番及び1450-219番を除くすべての案件を承認いたします。

議長 次に、議第36号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

林主事 それでは、議第36号農地法第3条の規定による申請について説明します。
出雲市農業委員会（第1期）第6回総会議案の1ページ、申請書事由別説明書の左側の欄をご覧ください。今月は所有権移転が11件ありました。

個別の事案について説明します。議案の2ページ以降をご覧ください。

なお、議案右端の備考欄に※印で記載のあるものは、別段面積の適用の申出があり12月25日の第5回総会にて該当地に限り面積の下限を1アールまで引き下げるとの決定がなされたものです。

受付番号37番です。譲渡人は労力不足であるため、耕作地が市の事業により買収された受人がその代替地として譲り受けるものです。所有権移転後は、受人およびその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号38番と39番は関連があるため併せて説明いたします。こちらはお互いの自宅近くに所有する農地を交換するものです。所有権移転後は、それぞれの受人およびその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号40番です。譲渡人は現在県外に在住しており耕作不便であるため、先代の頃より該当地を管理・耕作をしてきた受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人およびその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号41番です。譲渡人は高齢による労力不足であるため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。申請地の西側は公衆用道路に接していますが、それ以外の北・東・南側については受人所有の田が隣接しており一体的な耕作が可能となります。所有権移転後は、受人およびその世帯員が田として耕作される計画です。

受付番号42番です。こちらは受人が退職を機に本格的に営農を始めるにあたり自宅近くにある申請地を利用したいとの要望から譲渡するものです。所有権移転後は、受人及びその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号43番です。申請地は譲渡人が耕作している土地からあぜ道を挟んだ先の狭小な農地であり耕作不便であるため、申請地隣接に耕作地があり一体的管理が見込める受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人およびその世帯員が田として耕作される計画です。

受付番号44番です。譲渡人は現在県外に在住で耕作ができないため、以前より申請地の管理・耕作を行ってきた受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人およびその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号45番です。譲渡人は県外在住で耕作不便であるため、譲渡人の親戚であり申請地隣接に居住している受人に譲渡するものです。所有権移転後は受人及びその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号46番です。譲渡人は県外在住で耕作ができないため申請地隣接の畑を所有し、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は受人及びその世帯員が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号47番です。譲渡人は遠隔地に居住し、また仕事の都合で労力不足であるため、隣接宅地在住の受人に譲渡するものです。所有権移転後は受人及びその世帯員が畑として野菜や果樹を栽培される計画です。

以上受付番号37番から47番については4ページ及び5ページの調査書に記載してありますとおり、農地法第3条2項各号 不許可の該当条項には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。

そういたしますと、議第36号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全委員と認めます。よって議第36号を承認いたします。

次に、議第37号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

西村主事 それでは議第37号、農地法第4条の申請について説明します。
議案書の6ページをご覧ください。
議案にありますとおり今月は6件申請がありました。
うち説明する案件は2件です。
議案書の左の丸印は、2月開催の島根県農業会議常設審議委員会に意見を聴く案件です。今月からは2件を諮問する予定です。
それでは、説明案件です。受付番号25および26番について説明いたします。説明案件基準には該当しませんので、申請内容は簡単に説明いたします。
受付番号25番ですが、用途地域内にあります申請者自宅に隣接する農地に、近隣の住宅及び共同住宅に住む住民用に駐車場として整備し貸出します。
また、受付番号26番は、25番と同世帯の申請者が申請者自宅に隣接する農地に自家用駐車場及び目隠し用の植栽を行う計画です。
以上2つの案件は、このあとご説明します農地法第5条の案件と平成29年9月20日付けで許可した指令農委第175号の101の面積を足しますと、開発面積が3,000㎡を超えるため、現在都市計画法第29条の開発許可を申請中です。よって農地法第4条の許可は開発許可と同日付となります。
また、今月は事後案件が2件ございました。農地法の知識が充分になく無断で転用してしまったもので、悪意はないものと判断しました。事業者には再び同様のことがないように指導をしております。
今回申請のありました全6案件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。
これで説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。
それでは、議第37号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手、全員と認めます。
よって議第37号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。
次に議第38号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び関連がございますので、議第39号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

日野主任 それでは、議第38号の5条申請についてご説明いたします。

議案書は7ページから10ページ、説明資料は1ページから3ページ、参考資料は13ページから42ページになります。

今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が12件、賃貸借権の設定が4件で合計16件提出されております。今月の説明案件は1件ございます。

なお、2月開催予定の第23回常設審議会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月からは1件を諮問する予定です。

それでは、個別の案件について説明します。

議案書7ページの受付番号52番についてご説明いたします。

説明資料の2ページをご覧ください。転用場所はからさで大橋を出雲側に降りたところにある、国道9号バイパス中野東交差点北側にある田です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。

転用目的は『宅地分譲』です。転用面積は1,997㎡で、すべて田です。全体の事業面積については、申請地に挟まれたところにある、平成29年9月20日許可の宅地分譲地と併せ、3,559㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。

申請地の農地区分は、第3種農地となります。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号に規定する用途地域に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で不動産業を営んでいる法人です。この度申請地を造成し、申請地の間にある中野町597番地と併せ宅地分譲地を造成する計画です。本申請地で8区画の宅地と緑地、位置指定道路を造成し、造成済みの6区画と併せた全体の分譲計画となります。また、前述の農地法第4条申請受付番号25、26番の案件と併せ現在都市計画法第29条の開発許可を申請中です。よって転用許可は開発許可と同日付となります。

資金計画につきましては、所要資金額2,820万円で、これに対する資金調達は、自己資金で賄う計画で計画者の残高証明を確認しています。

続いて、議第39号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。

議案書は10ページ、参考資料は15ページから16ページになります。

今月の申請は、所有権の移転を伴う変更が1件提出されております。なお、所有権移転を伴う変更については、位置図等の参考資料は5条申請の欄に併せて載せています。

事業計画変更については、今月分からは説明案件はありません。計画変更に至った理由は議案に記載していますので、ご確認ください。

説明案件は以上ですが、今月は事後追認の案件が2件ありました。追認案件

につきましては議案にその旨表示しておりますので、ご確認ください。いずれも申請が事後になってしまっていますが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を求めて今後は農地法に違反することのないよう指導しております。

これで説明を終わりますが、その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。今月申請のありました5条申請19件につきましては、いずれも農地法第5条第2項に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

それでは、議第38号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第39号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手、全員と認めます。

よって議第38号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第39号を承認します。

次に、議第40号非農地証明について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

足立主事 それでは議第40号、非農地証明の申請について説明します。

議案書の11ページ及び説明資料4ページから5ページをご覧ください。

今月は1件の申請がありました。

申請地は、見々久町の畑2筆、79㎡です。説明資料の4ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。

詳細については、説明資料5ページの現況写真をご確認ください。

申請地は、傾斜地であるほか、隣地が山林で日照不足のため耕作不適であったことから耕作されておらず、40年以上前から竹林となっています。

現地確認は1月18日に塩野農業委員、勝部農地利用最適化推進委員、事務局職員で行っています。

申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はなく、国土調査も実施されていません。また、相続以外の権利関係等の異動はございません。

本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情（日照不足により耕作不適

な土地であること) によって長期間耕作放棄したため人力または農業用機械では耕起、整地ができない土地で、農地に復元することが困難な場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。

説明は以上です。

議 長 担当農業委員さん、補足はございますか。

塩野委員 現地を見ましたが、非農地にしても問題ないと判断しました。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 意見、質問はないものと認めます。
議第40号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手、全員と認めます。
よって議第40号を承認いたします。

議 長 次に、議第41号平成29年度農業者年金加入推進計画の決定について、を議題といたします。事務局から内容について説明をお願いします。

足立主事 議第41号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」説明させていただきます。この案件は、前回の総会での審議を予定していましたが、時間の都合で今月に回したものです。

議案の14ページをご覧ください。平成29年度の農業者年金加入推進計画は旧出雲市農業委員会及び旧出雲市斐川町農業委員会それぞれの総会で承認されておりましたが、9月に新出雲市農業委員会が発足しましたので、改めて新出雲市農業委員会の総会で承認を得る必要がございます。今回お諮りする計画は、昨年11月の農政部会で審議をしていただいております。

それでは内容を説明していきます。今回の計画の基本的な考え方は各旧農業委員会で承認されていた計画を合算したものとなっています。なお、9月21日以前の期間に実施する計画だった事柄には、括弧書きで各旧農業委員会の表示をしております。

1. 今年度の加入目標人数から説明していきます。旧出雲市農業委員会での

目標は7人、旧出雲市斐川町農業委員会では1人でしたので、合算して8人を目標としました。

次に2. 加入対象として働きかけをする目標人数について説明いたします。今年度の加入対象者は19人です。このうち20歳から39歳までの方は9人としています。こちらも旧出雲の計画と旧斐川の計画を合算したものです。

3. 地区別加入推進班の整備につきましては、今年度9月の新たな出雲市農業委員会発足を境に計画を分けています。新農業委員会では、全ての農業委員さんを加入推進班員としています。加入推進の基本的な流れは後で説明します。加入対象者を中心に、ご自身の担当地区で声掛けをしていただいで、加入の見込みがある方がいらした場合には事務局へご連絡ください。事務局職員でより具体的な内容の説明を行い加入の手続きを行います。

4. 加入対象者名簿の更新年月日についてはご覧のとおりです。加入対象者名簿の詳細については議案18ページをご覧ください。農業支援センターから認定農業者・家族協定締結者等の農業の担い手となる方の情報をいただき調整したものです。

5. 加入強化月間については年度当初から前農業委員さんの在任期間と9月以降の新たな農業委員会が発足した後のそれぞれに加入推進強化月間を設けるよう計画しました。

6. 戸別訪問の実施計画についてです。加入対象者に対して、担当の農業委員さんにまず声掛けをお願いしたいと思います。先程説明いたしました加入対象者名簿の中に担当地区の方がいらっしゃる場合には積極的なお声かけをお願いいたします。加入意向があった場合はさらに事務局職員による訪問にて詳細な説明をする予定です。この戸別訪問についても、前農業委員さんで一回、新農業委員さんで一回行うよう計画しています。

7. 加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画についてです。JAと事務局の打ち合わせ及び旧農業委員会総会での活動計画の承認については5月までに実施しております。

8. 加入対象者に対する説明会等の実施計画をご覧ください。今年度は、農業支援センターが主催する青年等就農計画推進会議にて時間をいただき、新規就農者を対象に農業者年金制度の説明をさせていただきます。この会議は年に何度か開催されるもので支援センターと連携をとり新規就農者の加入推進にあたる予定です。

9. 啓発普及活動については、市広報誌『広報いずも』内の「農業委員会だより」に農業者年金のPR記事を掲載し、JAしまね出雲地区本部及び斐川地区本部内の各支店37店舗にパンフレットを置かせていただいています。

10. その他として窓口での加入相談と新たな受給者向けの年金相談会の開催を予定しています。

以上、平成29年度農業者年金加入推進活動計画の決定について、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 この件については、11月の総会後に開催された農政部会で検討いただいておりますので、河原農政部会長から報告をお願いします。

河原委員 2017年11月27日開催の農政部会で審議したところ、異論はありませんでした。意見としては、加入対象者へは事前に資料を送る、事前送付の資料の中に貰える年金の試算表を入れるべきとの2点がございました。

議 長 事務局から説明及び河原農政部会長から報告がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

高橋委員 加入対象者名簿では斐川町在住の方が多いですが、これはどうしてでしょうか。

足立主事 これは旧出雲市農業委員会で作成した推進計画での加入対象者と旧出雲市斐川町農業委員会で作成した推進計画での加入対象者を単純に合算させたためです。来年度からは出雲市内で均等になるように調製いたします。

高橋委員 旧出雲市斐川町農業委員会時代に行った加入推進活動について、報告は新しい農業委員会事務局にすればいいでしょうか。

足立主事 はい。私まで報告をお願いいたします。

勝部委員 事務局には加入対象者用に年金額の試算表や各種資料の送付をお願いしますと

ともに、担当農業委員にも同じ資料を用意していただけないでしょうか。

足立主事 はい。わかりました。

議 長 それでは、議第41号平成29年度農業者年金加入推進計画の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第41号を承認いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後4時00分

議事に参与した者の職、氏名

川内事務局長、柳楽次長、今岡係長、立花主任、日野主任、西村主事、足立主事、林主事

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員